

平成31年3月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成31年3月5日 火曜日 (午前10時開議)

出席議員 (13人)

| | | |
|-----|------|-----|
| 1番 | 山口 | 隆 |
| 2番 | 田口 | 一信 |
| 3番 | 三岳 | 昇 |
| 4番 | 久保田 | 和惠 |
| 5番 | (欠員) | |
| 6番 | 堀田 | 一徳 |
| 7番 | 堀池 | 浩 |
| 8番 | 波戸 | 勇則 |
| 9番 | 小谷 | 龍一郎 |
| 10番 | 高以良 | 壽人 |
| 11番 | 小田 | 成実 |
| 12番 | 福田 | 徹 |
| 13番 | 村井 | 達己 |
| 14番 | 初手 | 安幸 |

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | |
|-------|-------|---|
| 事務局 長 | 三 岳 | 昭 |
| 書 記 | 石 川 純 | 一 |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------------------|---------|
| 町 長 | 山 口 文 夫 |
| 副 町 長 | 馬 場 直 英 |
| 教 育 長 | 竹 下 修 治 |
| 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 | 大 川 豊 文 |
| 企 画 財 政 課 長 | 野 上 英 了 |
| 新 庁 舎 建 設 室 長 | 琴 岡 美 昭 |
| 税 務 課 長 | 川 内 和 哉 |
| 健 康 推 進 課 長 | 成 富 浩 樹 |
| 会 計 課 長 | 末 永 安 江 |
| 住 民 福 祉 課 長 | 荒 木 俊 行 |
| 産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長 | 照 本 茂 法 |
| 建 設 課 長 兼ダム対策室長 | 廣 田 洋 一 |
| 水 道 課 長 | 福 田 多 肥 |
| 教 育 次 長 | 吉 永 文 典 |
| 行 政 係 長 | 中 原 敬 介 |

議事日程

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第1 | 同意第1号 | 川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 |
| 第2 | 議案第1号 | 平成30年度川棚町一般会計補正予算（第4回） |
| 第3 | 議案第2号 | 平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回） |
| 第4 | 議案第3号 | 平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回） |
| 第5 | 議案第4号 | 平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回） |
| 第6 | 議案第5号 | 平成30年度川棚町下水道事業会計補正予算（第3回） |
| 第7 | 議案第6号 | 平成30年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回） |
| 第8 | 議案第7号 | 川棚町条例の拗音及び促音に関する条例 |
| 第9 | 議案第8号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第9号 | 川棚町国民健康保険出産費資金貸付事業条例を廃止する条例 |
| 第11 | 議案第10号 | 川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 議案第11号 | 川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第13 | 議案第12号 | 川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第14 | 議案第13号 | 川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例 |
| 第15 | 議案第14号 | 川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 |

(1 0 : 0 0)

議 **長** ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 **長** 日程第1、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 **長** 皆様おはようございます。同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」について提案理由をご説明いたします。

本町の固定資産評価審査委員会委員につきましては、3人の委員を選任しておりますが、任期は3年で、3人の委員の任期はそれぞれ異なっておりますので、毎年、委員の選任議案を提出しているところであります。

そこで今回、現職の委員であります塩谷京介氏の任期が平成31年3月31日をもって満了となりますので、同氏を再任したく提案するものであります。

同氏は川棚町下組郷236番地にお住まいで、昭和29年3月22日生まれの64歳であります。また、同氏はこれまで1期3年間委員を務めておられ、固定資産評価の審査について豊富な経験を有しておられ、委員として適任と判断されますので、提案するものであります。

なお、任期につきましては、平成31年4月1日から2022年3月31日までの3年間となります。

以上、ご提案いたしますので、ご審議のうえ、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。以上でございます。

議 **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですか。はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10:03)

議 長 次に日程第2、議案第1号「平成30年度川棚町一般会計補正予算(第4回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第1号「平成30年度川棚町一般会計補正予算(第4回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,602万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を61億7,257万8,000円にしようとするものであります。あわせて債務負担行為補正並びに地方債補正を行うものであります。

補正の主なものといたしましては、歳入においては負担金における決算を

見込んだ増減、国・県支出金の決定等による増減、実績に基づく寄附金の増額などであります。

歳出におきましては各事業における決算を見込んだ減額補正及び必要とする経費の追加計上であります。

以上が今回の補正予算の概要であります。詳細につきましては企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは私の方から、「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」の内容についてご説明いたします。

なお、今回の補正予算につきましては、歳出においては決算を見込んだ事業費の執行残、落札減などによる不用額の減額が多くを占めております。歳入におきましても、事業費の決算見込みに伴う減額が大半を占めております。また、増額についても不足額を補う少額の追加が多くありますので、それらのものにつきましては簡略に説明させていただくということで、あらかじめご了承くださいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは歳出から説明しますので、25ページをお開きください。

2款総務費であります。1項1目一般管理費、説明欄の一般管理費33万1,000円の減額につきましては、まず、3節そして13節、18節、27節で不用額が見込まれることから減額するもので、13節が職員健診の不用額、18節が公用車購入の落札減であります。

そして4節では共済負担金に不足が見込まれることから増額し、12節では郵便料の不足が見込まれることから増額するものであります。

次の庁舎管理費56万4,000円の増額は、11節において庁舎の修繕料の不足が見込まれることから増額するものであります。

2目秘書広報費50万円の減額は、広報誌印刷費の執行残を減額するものでございます。

3目財産管理費、説明欄のふるさと納税管理費210万円の増額は、ふるさと納税額の増額に伴い、12節でふるさと納税サイト手数料の不足が見込まれ、また、13節におきましても返礼品代の不足が見込まれることからそれぞれ増額するものであります。

次の4目会計管理費は、7節が不用額が見込まれることから減額し、12節でコンビニ収納手数料の不足が見込まれましたので増額するものであります。合わせて1,000円の減額であります。

8目電算管理費、説明欄の一般管理費80万円の減額は、新元号システム対応に係る委託料の減額によるもので、次の情報処理費100万円の減額は、情報系機器保守業務委託料などの減額によるものでございます。

次の9目地域づくり事業費、説明欄の地域おこし協力隊事業費（農業振興）4万2,000円の増額は、1節で通勤手当の不足が見込まれ、4節でも社会保険料の不足が見込まれましたので、不足分をそれぞれ増額するものでございます。

次の2項1目税務総務費4万1,000円の増額は、3節で時間外勤務手当の不足が見込まれましたので増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

2目賦課徴収費40万円の増額でございます。23節で町税、失礼しました、町税過誤納還付金に不足が見込まれますので、増額するものでございます。

次の3項1目戸籍住民基本台帳費23万7,000円の減額は、3節、4節におきまして不用額が見込まれますので、それを減額するものでございます。

4項2目長崎県議会議員一般選挙費6万7,000円の減額は、こちらも3節におきまして不用額が生じたので減額するものでございます。

5項2目統計調査費61万1,000円の減額は、説明欄の工業統計調査費から一番下の農業センサス、失礼しました、漁業センサス調査費まで、各調査の不用額を減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費、説明欄の社会福祉総務費4万3,000円の減額は、3節で時間外手当の不用額が見込まれますので、減額するものでございます。

次の国民健康保険基盤安定費2,522万8,000円の増額は、国民健康保険基盤安定負担金の決定に伴い、28節で国民健康保険事業特別会計への繰出金を増額するものであります。

次の後期高齢者医療保険事業費 2 1 万円の増額は、こちらも 2 8 節であります。後期高齢者医療特別会計の補正に伴い、繰出金を増額するもので、次の介護保険事業費 3 5 万 3, 0 0 0 円の増額は、3 節で時間外勤務手当の不足が見込まれますので 5 万 8, 0 0 0 円を増額、そして 2 8 節で介護保険特別会計の補正に伴い繰出金を 2 9 万 5, 0 0 0 円増額するものでございます。

続きまして 2 目障害者福祉費、説明欄の障害児給付費 3 0 0 万円の増額は、新たなサービス提供事業者の開設に伴い、利用者が増加していることから増額するもので、次の 3 目老人福祉費 2 0 万円の増額は、外出支援事業の利用者、利用回数が増加傾向であることから、1 3 節を増額するものであります。

続きまして 5 目国民年金事務費 1 万 1, 0 0 0 円の増額は 3 節で、失礼しました、1 万 1, 0 0 0 円の減額は、3 節で時間外勤務手当の不用額が見込まれることから減額するものであります。

次の 2 項 1 目児童福祉総務費、説明欄の児童福祉総務費 2, 0 0 0 円の減額は、3 節で時間外勤務手当の不用額が見込まれることから減額するもので、次の保育所運営事業費、7 万 7, 0 0 0 円の減額は、1 5 節で工事請負費に不用額が生じたので減額するものであります。

次の放課後児童健全育成事業費 7 7 万 2, 0 0 0 円の減額は、1 9 節で放課後児童支援員、失礼しました、放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金の不用額を減額するもので、次の子ども・子育て支援事業 5 1 万 4, 0 0 0 円の減額は、1 3 節で第 2 期川棚町子ども・子育て支援事業計画策定支援事業の委託料の減額によるものでございます。

そして一番下の 2 目児童措置費、説明欄の保育所等給付費 2, 5 6 7 万 5, 0 0 0 円の増額は、1 9 節で保育料の高い 0 歳児の利用が増加したこと、そして国の保育料の改正による増額でございます。次のページをお願いいたします。

説明欄の児童手当費でございます。4 0 3 万 5, 0 0 0 円の減額は、2 月で支払いを完了し、不用額が生じたので減額するものであります。次のページをお願いいたします。

4 款衛生費であります。1 項 1 目保健衛生総務費、説明欄の保健衛生総務

費144万5,000円の減額は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、そして7節賃金で不用額が見込まれますので減額するものです。

次の母子保健事業費50万円の減額は、12節で不用額が見込まれましたので、こちらも減額するものであります。

次の国民保険事業費、失礼しました、国民健康保険事業費9,000円の増額は、3節で時間外勤務手当の不足が見込まれることから増額するものでございます。

次の4目健康増進費、説明欄の健康教育費60万円の減額は、8節で健康まつりの中止により、謝礼金を減額するものでございます。

次の健康診査費250万円の減額は、13節で健診事業の健診者が、見込みより減少したことにより減額するものであります。

次の5目環境衛生費、説明欄の資源回収事業費20万円の減額は、これまでの支出実績から減額するものであります。

2項1目塵芥処理費555万8,000円の減額は、19節でごみ処理施設に係る東彼地区保健福祉組合負担金の減額、28節で東彼地区保健福祉組合の分の普通交付税措置費を減額するもので、次の2目し尿処理費におきましても、19節でし尿処理施設に係る東彼地区保健福祉組合負担金の減額、28節で東彼地区保健福祉組合分の普通交付税措置分を増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項1目農業委員会費920万円の増額は、農地の適正化に係る活動及び成果の実情に応じて交付される農地適正化交付金が増額見込みとなりましたので、農業委員報酬を増額するもので、全額県費補助となります。

次の2目農業総務費は、3節で時間外勤務手当の不用額が見込まれますので減額するものです。

次の3目農業振興費、説明欄の農業経営対策事業推進費150万円の減額は、19節で農業次世代人材投資事業において、当初4世帯の補助を見込んでおりましたが、実績は3世帯となり、不用額が生じたので減額するものです。

次の長崎県農業振興事業費750万円の減額は、県補助事業が一部不採択となり、19節を減額するもので、その次の米需給調整総合対策推進事業費

3万3,000円の減額は、県補助が確定しましたので確定額に合わせ19節を減額するものです。

次の多面的機能支払交付金事業費16万2,000円の減額は、こちらも事業費の確定による減額であります。

その次の農地中間管理事業費237万円の減額も事業費の確定で、14節を37万円、19節を200万円減額するものでございます。

次の環境保全型農業直接支払交付金事業費29万円の減額も、事業費の確定で19節を減額するものです。

続きまして5目農地費、説明欄の農地管理費28万円の減額は、県営事業の海岸堤防等老朽化対策事業が、県の事業計画見直しにより中止になりましたので、町負担金も不要となり減額するものでございます。

次の2項1目林業総務費、説明欄の森林山村多面的機能発揮対策交付金事業費10万6,000円の減額は、事業確定によりまして19節を減額するもので、次の3目緑化推進費、60万円の減額は、13節で不用額が見込まれますので減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

3項2目漁港管理費4万4,000円の増額は、13節で漁港管理委託料の不足が見込まれますので増額するもので、次の3目漁港建設費、説明欄の漁村再生交付金事業費88万2,000円の減額は、15節で三越物揚場B整備工事の落札減を減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費2万2,000円の増額は、時間外勤務手当の不足が見込まれますので増額するものです。

2目商工業振興費、説明欄のプレミアム付商品券事業費155万6,000円につきましては新規の事業であります。10月の消費税の引き上げが低所得者、子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として、プレミアム付商品券事業が実施されることになっており、必要な経費は国が全額補助となっております。この度、国の二次補正予算による本町のプレミアム付商品券に係る本年度の事務費の見込額が示されましたので、各節に必要な経費を計上したものであります。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。1項1目土木総務費12万6,000円の減額

は、3節において時間外勤務手当の不用額が見込まれますので減額するもので、次の2項2目道路維持費45万円の増額は、管理上、公衆用道路の購入が必要となりましたので、17節にその経費を計上するものです。

次の3目道路新設改良費、説明欄の道路新設改良事業費233万7,000円の減額は、15節で町道百津配水池線改良工事などに落札減が生じたので、230万円を減額し、19節で県道大崎公園線県営事業が減額となり、その建設事業負担金を3万7,000円減額するものです。

続きまして次の社会資本整備総合交付金事業費（新設改良）6万5,000円の減額は、12節で不用額が見込まれますので6万5,000円を減額するものですが、あわせて17節の300万円と、22節の2,583万2,000円を減額し、15節の工事請負費へ組み替えるものでございます。

次の3項2目ダム対策費38万5,000円の減額につきましては、3節から19節まで、それぞれ不用額が見込まれますので減額するものであります。

次の4項1目港湾管理費につきましては、財源内訳を補正するものでございます。

その次の2目港湾建設費3,062万5,000円の減額は、県営事業の川棚港埋立地緑地整備及び白石港湾改修事業の減額により、19節で建設事業負担金を減額するものであります。次のページをお願いいたします。

5項2目公園管理費30万円の減額は、13節の委託料で執行残が生じたので減額するもので、3目公共下水道費1,200万円の増額は、下水道事業会計の補正に伴うものでございます。

次の6項1目住宅管理費、説明欄の住宅管理費1,740万円の減額は、社会資本整備総合交付金事業の新町団地屋根外壁改修工事の執行残を15節で減額するもので、次の安全・安心住まいづくり支援事業費10万1,000円の減額は、13節と19節に不用額が見込まれますので減額するものであります。次のページをお願いいたします。

9款消防費であります。1項1目常備消防費32万3,000円の減額は、19節で広域消防事務委託負担金の減額などによるもので、次の2目非常備消防費につきましては、消防団員報酬で不用額が見込まれますので、1

節で50万円を減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

10款教育費でございます。1項2目事務局費54万5,000円の減額は、3節で時間外手当の不用額が見込まれますので減額し、7節賃金では教育指導主事の勤務日数の減により減額するものでございます。

次の2項1目学校管理費、説明欄の川棚小学校管理費50万円の減額は、7節の賃金で不用額が見込まれますので減額するもので、次の2目教育振興費100万円の減額は、3小学校で準要保護対象児童の減少に伴い、各小学校の扶助費を減額するものでございます。

次の3項1目学校管理費、説明欄の川棚中学校管理費50万円の減額は、7節で賃金の不用額が見込まれますので減額するものでございます。

次の川棚中学校施設改良費につきましては、15節で中学校工事の執行残を50万円減額するものでございます。

次の2目教育振興費70万円の減額は、中学校で準要保護生徒の減少に伴い、扶助費を減額するものであります。

次の5項1目社会教育総務費、説明欄の社会教育総務費56万9,000円の減額は、3節で不用額が見込まれますので31万9,000円を減額し、13節でも不用額が見込まれますので25万円を減額するものであります。

次の人づくり、文化スポーツ振興費5万円の増額につきましては、19節で九州または全国スポーツ大会参加者の増に伴い、人づくり、文化スポーツ振興協議会への補助を増額するものであります。次のページをお願いいたします。

2目公民館費であります。説明欄の公民館総務管理費50万円の減額は、11節で光熱水費の不用額が見込まれますので減額するもので、次の3目公会堂費、説明欄の公会堂管理費165万円の減額は、こちらも11節で光熱水費の不用額を、15節で公会堂工事の執行残を、18節で備品購入費の不用額を減額するものでございます。

次の6項3目体育館管理費25万円の減額及びその次の4目照明施設管理費20万円の減額は、いずれも11節で光熱水費の不用額が見込まれますので減額するものでございます。

次の7項1目管理費、説明欄の管理費8,000円の増額につきましては、3節で時間外勤務手当の不足が見込まれますので増額するもので、次の運営費40万円の減額は、11節で光熱水費の不用額、18節で備品購入費の不用額を減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。1項1目農地農業施設災害復旧費、説明欄の災害復旧費1,103万円の減額は、13節委託料及び15節工事請負費で不用額が見込まれますので減額するものです。

次の2項林業施設災害復旧費及び次の2項2目漁業施設災害復旧費につきましては、財源内訳の補正でございます。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費696万1,000円の増額は、歳入歳出の見合いによるものであります。

以上が歳出でございます。なお、55ページ以降につきましては給与明細書をお付けしておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。

続きまして歳入を説明しますので、9ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金でございます。1項1目民生費負担金につきましては、町内及び町外保育所の保育料の実績から増額を見込むものでございます。次の3目農林水産業費負担金につきましては、災害復旧費の減に伴う地元負担金の減額でございます。次のページをお願いいたします。

13款国庫支出金でございます。1項1目民生費国庫負担金から2項5目総務費国庫補助金までは、交付額の決定あるいは内示、もしくは歳出の増減に対応するものでありますので、個々の説明は省略ということでご了承をお願いしたいというふうに思います。

一番下の7目商工費国庫補助金につきましては、新たに追加したもので、歳出の7款商工費で説明しましたプレミアム付商品券に対応するものであります。こちらは全額補助ということになっております。次のページをお願いいたします。

14款県支出金であります。この県支出金におきましても、国庫支出金と同様に交付額の決定あるいは内示、もしくは歳出の増減に対応するものでありますので、個々の説明は省略ということでご了承をお願いしたいというふうに思います。続きまして17ページをお願いいたします。

15款財産収入であります。1項1目財産貸付収入及び2項1目不動産売

払収入につきましては、実績により増額をするものでございます。次のページをお願いいたします。

16款寄附金であります。1項4目ふるさと応援寄付金500万円の増額は、2月時点の実績に合わせ増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

19款諸収入であります。4項5目雑入におきましても2月時点の実績に合わせ増減を行うものでございます。次のページをお願いいたします。

20款町債であります。こちらにつきましても実績に応じ増減を行うものでございます。次に5ページをお開きください。

第3表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど歳入で説明しました20款町債に対応するものでありまして、補正前と補正後の限度額の差額が23ページの町債の補正額と一致するものであり、補正後の限度額の合計を5億9,100万円とするものであります。続きまして、4ページの方をお願いいたします。

第2表債務負担行為補正であります。事項にありますように、川棚町立学校給食センター調理等業務につきまして、債務負担行為の期間が平成31年度までであります。途中の10月で消費税率が引き上げられることから、その増額分を見込み、限度額を補正するものであります。

以上が「平成30年度一般会計補正予算（第4回）」の内容でございます。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 はい。26ページのふるさと納税管理費に関してですが、ここは財政管理費という目になっておりますので、このふるさと納税管理費を210万円増額して後の960万7,000円のうち、ほかの費用が入っているのではないかと思われるので、960万7,000円のうちのいくらがふるさと納税管理費になるのかということをお聞きします。それで、それに関連してですね、20ページに今説明がありましたように、ふるさと応援寄付金は500万円増額をして、合計すれば1,700万円になるわけなんですけれども、その1,700万円の収入から今言いましたふるさと納税管理費を引けば、その差額が純収益といいますか、純利益になると考えてよいのかどうか。それともほかにふるさと納税に関してほか

にも費用があるのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

議 長 田口議員。今調べているようですけども、あとで休憩のあとにということではよろしいですか。ちょっと時間がかかるようなので。休憩のあとに、再開したときに説明をしてください。じゃあ、そのように取り扱います。

はい。ほかに質疑はございませんか。高以良議員。

10番高以良 36ページ、緑化推進費のところでお尋ねします。緑化推進費60万の減額で、不用額を減額したと説明であったと思うんですが、確かこの60万については当初予算で、江川橋から中組に至るまでの県道沿いのプランターによる花壇の維持管理費の分として60万、当初予算で計上されていたと思うんですが、それと同額の60万を減額するということは、予算額として0になるというふうになりますが、ということは、事業を実施しても金がかからなかったということなのか、事業を実施しなかったということなのか、そこについてお尋ねをいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 高以良議員のご質問にお答えいたします。この60万円の委託料につきましては、高以良議員がおっしゃるとおり、県道川棚有田線のプランターの管理委託であります。今回、実施をしておりません。プランターが現在127個ありまして、これが老朽化をしております。ひび、欠け、それと鉄製のものについても錆等がひどくあるということで、調査をして撤去をしなければならないというふうな状態になっております。そういったことで、それと委託につきましては、毎年プランターの土を入れ替えて花苗を年に2回植栽をするというふうなことにしておりますけれども、土を入れ替えず多年草、そういったものにできないかということで検討をしております。それと、今は業者に委託をしておりますけれども、その家の前の方っていいですかね、そういった方との連携をして、管理をお願いするという方向に持っていったらどうかというふうなことも考えておまして、そういった準備期間ということで30年度は実施しておりません。31年度からそういったことで再配置を考えながらやっていくということにしております。以上です。

議 長 はい。高以良議員。

10番高以良 事業を実施しなかったということですが、予算に計上する次点ではですよ、十分内部でも検討されて、予算が必要だというふうなことを判断されて計上され、議会もそれを認めたということだと思っておりますが、果たして予算計上時点での判断は適正であったのかどうか、そこら辺について考えをお尋ねします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 高以良議員のご質問にお答えします。予算計上のときは確かに必要であるというふうに判断して予算を計上しておりました。その判断は、その年度に入ってからさまざまな状況が出てきて変わっていったということになります。当初の判断は正しかったというふうに考えております。以上です。

議 長 はい。ほかに質疑はありませんか。田口議員。

2番田口 40ページの新規事業でありますプレミアム付商品券事業費の事務費ですけれども、これは国庫から全額補助できているということですが、事務費にしてもですね、要するに今年度は1ヶ月しかないんですけれども、この155万6,000円は年度中に使ってしまう予定なのか、それとも繰り越すのかというのはどういう考えなんでしょうか。

議 長 はい。産業振興課長。

産業振興課長 田口議員のご質問にお答えいたします。この予算につきましては繰越ができるということになっております。はい。以上です。

議 長 はい。山口議員。

1番山口 歳出の41、42ページですね、土木費の港湾建設費の中の、いわゆる港湾建設費でございますが、これの減額が、当初予算が3,751万6,000円で、減額が3,062万5,000円とこれが川棚漁協の埋立地の緑化事業ですね、これと白石漁港の整備ということなんです。実際に執行されたのは3,700万のうち600万ぐらいと、ほとんど2割程度しか執行されていないということになればですね、川棚港の埋立地の緑化事業というのは今どういうふうな現状になっていて、今後どういうふうな見通しなのか、この点をお尋ねしたい。

議 長 はい。建設課長。

建設課長 はい。それでは山口議員のご質問にお答えをいたします。ま

ず、港湾の事業の中では大きく2つございまして、川棚港埋立地百津地区の緑地整備が当初の事業費が1億でありましたけれども、実際に県に交付金決定された額が2,000万円の事業費でございました。ですからそこで8,000万円の事業費が減額というふうになっているところでありませ

す。もう1つが白石地区の港湾改修事業でございます。この港湾改修事業につきましても、当初予算が1億4,190万円で、実際に、交付決定されたのが1,800万円。事業費で1億2,390万円の減となっております。その影響によりまして、今回減額補正をさせていただいたということでもまずご理解をいただきながら、ご質問の川棚港の緑地整備につきましても2,000万円の範囲内で、南西、一番南西ですね。一番海に近い方につきましても整地工としてL型擁壁の設置、それから排水工として自由勾配側溝の設置、基盤の整備として計画よりも一段下がったところの整地、いわゆる路床までの整地というところで、一部着手で完了しているところでございます。なお、引き続き県に対しては予算の確保について現在要望をしているところでございます。以上です。

議 長 はい。三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。ページでいきますと36ページでございますが、この中にですね、先ほど説明がありました農業委員会のもので、報酬ということで920万。歳入の方の14ページになると思うんですが、その説明はなかったんですが、農地利用の最適化交付金という表現があるんですね。実際どういったものなのかですね。例えばこういう事業をされたときに、報酬という形になったときに、これは農業委員さんに対する報酬だというふうに受け止めるんですが、例えば1人当たりいくらかかっていう形での報酬なのかですね。それと、これは来年度予算を見ますと、これはあがってきておりませんので、単年度の県の交付金じゃないかなというふうに推測をするんですが、まずもってこの農地利用の最適化という、そういう事業はどういったものなのかですね。そしてどういう形で支払われるのか、それをお尋ねします。

議 長 はい。産業振興課長。

産業振興課長 三岳議員のご質問にお答えいたします。農地利用の最適化で

すけれども、これにつきましては県の農地中間管理機構というものがありまして、そこを通じて集積をするということになります。その集積の面積によってこの報酬がくるというふうなことでなっております。今回の集積の面積ですけれども、全体で57.3haの集積を行っております。これにつきましては農業委員、それと農地利用最適化推進委員、それと農業委員会事務局、農林水産係が連携して、各地区と懇談会といたしますか、話し合いを重ねて集積を行ったというふうなことになります。

それで、この支払につきましては各委員さんが年間を通じて出向っていただきますかね、日報っていただきますかね、そういったものをそういった会合とかも含めて、それを今作成してもらっておりますので、案分して農業委員さん、推進委員さん19名に配分するというふうな形になります。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 今の件に関連しますが、農業委員の、ちょっとよくわかりませんが、農業委員の報酬なども条例によって決まっているんじゃないかと思われるので、臨時に払うというようなことがそういった条例に則ってできるのかどうかという、そこら辺はどうなんでしょうか。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 田口議員のご質問にお答えいたします。これにつきましては成果払いということで支払いができます。以上です。

議 _____ **長** はい。三岳議員。

3 番 三 岳 今課長の方から成果払いという表現があったんですが、通常は賃金とかですね、田口議員が言われたように報酬については明確な算出、支出のですよ、根拠がなければいけない。報酬で出すのはちょっと違うんじゃないかなという気がするんですが。その辺はもう報酬でしか出せないということなんですか。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 詳しくはちょっと、今その条例の分とかを持ってきておりませんのではっきりしたことは言えませんので、そこを調べてから説明をさせてもらってもよろしいでしょうか。説明をさせていただきます。よろしくをお願いします。

議 **長** 休憩の後、休憩で調べて説明をしてくださいということでもよろしいですか。ここで休憩をいたしましょうかね。時間的には休憩は10分あれば大丈夫。15分取ります。15分あれば大丈夫ですか。じゃあ15分取りましょうか。

議 **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(10 : 55)

(…休 憩…)

(11 : 10)

議 **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 **長** まず、2件の答弁をいただきたいと思います。まずは企画財政課長。

企画財政課長 田口議員のご質問にお答えいたします。ふるさと納税に関するご質問でございます。25ページ、26ページになります。財産管理費のふるさと納税管理費でございます。ここにあります12役務費につきましては、これはふるさと納税を取り扱っていただいております業者さんへの手数料ということでお支払いする分でございます。そして委託料につきましてもふるさと納税の返礼品代ということで上げて、今回増額するものでございます。

そして、先ほど議員からご指摘のありました960万7,000円の部分ですが、このうちにふるさと納税に係る分、これが857万5,000円でございます。実際はこの役務費、委託料のほかにも事務費等がかかっておりまして、金額的には857万5,000円になるということでございますので、先ほど1,700万というふるさと納税額をご説明しましたが、その額がこの857万5,000円を差し引いた額というのがほぼ町の利益の部分になるということでご理解していただければというふうに思います。

なお、ふるさと納税品につきましては、寄附額の3割以内というふうになっておりますので、そこは遵守しながらですね、返礼品の方を返礼しているところでございます。以上でございます。

議 **長** 田口議員よろしいですか。では、産業振興課長。

産業振興課長 それでは先ほどのご質問にお答えいたします。農業委員の報

酬につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、この中の別表の中に農業委員報酬を定められておりまして、年額、それと加算額ということで、予算の範囲内において町長が定める額というふうなことで、農業委員会長、農業委員会委員、それと農地利用最適化委員についてはそういった定めがあります。以上です。

議 **長** 三岳議員よろしいですか。はい。三岳議員どうぞ。

3 番 三 岳 今の課長のですね説明で条例、私もちょっとコピーをもらったんですが、町長が定める額なんですよ。そうしますとね、農業委員さんの年額が22万6,500円ですか、というふうになっておりまして、先ほど説明があったこの900万を19人ですか、で割りますと40万ぐらいになるんですね。そしてなおかつですね、そのいろんな話し合いの中には地主さんですか、地元の方とかそういう方もですよ、出席をされるわけでしょう。そしてその出席された中の農業委員さんだけにそういった形の報酬ですか、報酬という形で日当的なものを支払われるという解釈でよろしいんですか。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。三岳議員のご質問にお答えいたします。地主の方につきましては農地集積協力金というものが、集積すれば入るようになっております。この成果払いとは全く別のものが地主の方にはいくというふうになっております。以上です。

議 **長** はい。

3 番 三 岳 今のですね、町長の定める額っていうのが、先ほど言いましたように、農業委員さんの年間報酬の倍ぐらいのですね、額になると。そこら辺はですよ、一般常識的に考えて、報酬をですよ、上積みするのを通常の3倍ぐらいの金額の報酬になると思うんですよ。それが果たしてその定める額というふうに表現してありますが、適正なのかどうなのかですね。私はこれは報酬じゃなくてですね、例えば日当的な賃金とかですよ、報償費で出すべきじゃないかなという気がするんですが、その辺はどうですか。

議 **長** はい。産業振興課長。

産業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。町長が定める額とし

ておるところにつきましては、いくら入ってくるかわからないというふうなところであります。そういった集積、面積によってあとから国からくるっていうふうな形になります。それで、今回特に金額が多いんですけども、それにつきましては、当初目標が8ha、それに対して57.3ha。これにつきましては中山22ha、五反田が1.7ha、石木が7.6、岩立が8、小串が18haと、それぞれの農業委員さんがそこに行って成果を出されたということで、その面積に応じて成果払いがくるというふうなことでありますので、今、その分については当然農業委員さんの方にいくものでありまして、うちの、町の条例からすれば報酬でしか払えないというふうに考えております。以上です。

6 番 堀 田 関連です。

議 長 はい。堀田議員。

6 番 堀 田 6番、堀田です。この報酬の問題ですけど、活動日誌が農業委員さんには毎回、月1回総会がある折に、活動日誌が提出が義務付けられておりますけど、その中でやはり総会には出席しますが、ほかの会議にはなかなか出ていないという方もいらっしゃるわけですね。そうすると、報酬を全員一律にするというのも問題があるかと思うんですけど、先ほど言われました中山、五反田、岩立、小串ですか。そこにはやっぱりそれだけの苦労があったと思いますので、その分にはいいと思いますけど、他の地区あたりはそういう活動的なものはなかったんじゃないかと思うんですよね。だから一律にというのもちょっとこうどうかなと思うわけですけど、関連していけばですね、もし報酬がどうしても難しいっていうことになる、ある程度農業委員会でもプールでもされて、あるいはほかのいろいろな農業関係のところに使うっていう方法はないんでしょうか。

議 長 はい。産業振興課長。

産業振興課長 これは農業委員に対しての実績、成果払いですので、ほかのものに使えるものではありません。

それと、先ほど言いましたけれども、皆さんが出面をつけておられます。総会だけの方は日にちが少ししかありませんけれども、毎晩とか、週に何回とか、そういった会合に行って、そういったものも全部つけていただいておりますので、活動された方と活動されていない方は差がつきます。以上で

す。

議 長 ほかに。一般会計全体でいいですよ。はい。小谷議員。

9 番 小 谷 51 ページ、52 ページの災害復旧費ですけども、1,103 万の減額となっておりますが、もともとの災害復旧費自体、災害が起きてから補正が組まれてあげられるのが多いかと思うんですが、この1,000 万の減額というのは何か事業が1つ実施されなかったものなのか、もしそうであれば災害が起きた部分がどうなっているのか、そのこのところの説明をよろしくお願ひいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 小谷議員のご質問にお答えいたします。ここの1,000 万円の減額でありますけれども、当初、これは9月補正で計上をさせていただいたと思っております。災害が起きてから被害報告をいたしまして、被害のその額で予算を計上をしております。その後、災害査定、そのあと入札、そういったものがありまして減額となったということで、1つ取りやめたとか、そういったところではありません。以上です。

議 長 はい。小谷議員。

9 番 小 谷 今の説明でしたら、要するに災害が起きて査定をして、査定の額と実際に実行した額が1,000 万ずれがあったということでよろしいんでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 お答えいたします。そういったことであります。まず被害額につきましては、延長と被害の状況を目で確認してある程度の被害額を出す。査定に入るときは設計をして設計額を出してすると。被害額が査定額より、被害額が少なくなれば災害の申請ができなくなりますので、被害額は大きめにいつも出しております。以上です。

議 長 はい、次。はい。堀田議員。

6 番 堀 田 6番、堀田です。30 ページのですね、障害児給付費が300 万、利用者の増加で増えておりますけど、予算のときにはこういうことはわからなかったんじゃないかと思っておりますけど、新たに障害児が発生したってということで、そういうふうを考えてよろしいんですかね。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。ただいまの質問についてお答えいたします。当初の予算からでは、1月か予算編成時の状況に応じてですね、予算、そういったものを見込みながら予算を計上したところでありましてけれども、やはり気になる、発達の状況が気になるお子さんがですね、その都度いろんな健診とかですね、でみられた場合は、そういった療育を早期に開始することによって、いかにその発達をですね、成長を見守っていくかというところがございますので、そうした健診などの指摘によってですね、障がい、発達障害がみられるような状況であれば、それに対してですね、療育の開始などが認定をしたうえでですね、そうしたサービスを使って早期療育をしていくという状況がございまして、障がいを持った子どもが増えたという表現が適切なのか、あるいは障がいに少し、発達に少し遅れがみられるとかですね、こういった気になる状況っていうのは、そういった健診などの状況でですね、随時指摘を受けて、保護者の方がやはり療育を開始したいというような意向に沿ってですね、対応をしていく状況でございます。今回の補正につきましては、こうした発達、児童発達支援のですね、そうしたサービスを受ける、受けている現状の子どもさんの状況、それから今回、昨年12月から三川内の方で、児童発達支援事業所の開設などがありましたので、こうしたものの影響が多少ありますので、そういったものを見込んでですね、増額補正をさせていただいたところでございます。子どもさんの障がいがある方が増えたかどうかということとはですね、一概にその障がいのある子どもさんが増えたというような状況ではなくて、やはり気になる子どもをどういうふうに支援をしていくかということですね、そうした状況がみられるお子さんがあったというふうに捉えるべきかなというふうに思っております。以上です。

議 長 はい。ほかに質疑はありませんか。山口議員。

1 番 山 口 歳入の18ページでございますが、土地売払収入っていうことで、121万4,000円というのがあがっていますが、これはどこの土地をですね売却したものかですね、この点をお尋ねしたい。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 土地売払収入で、どこの土地を売って収入があったかというお尋ねでございます。この収入につきましては、法定外公共物の売り払い

によります収入でございまして、下百津の川原旅館の前に法定外公共物がございまして、そういう法定外公共物をですね、利用している方からぜひ売ってほしいというものがございましたので、そういうものを売却した費用でございまして。以上でございまして。

議 **長** 山口議員いいですか。

1 番 山 口 いいです。

議 **長** はい、久保田議員。

4 番 久 保 田 26 ページです。説明の中で、一般管理費の中の委託料50万減のところ、職員健診の減ということを受け止めたんですけども、対象人数が減ったのか、受けない人がいなかったのかっていう推進の立場から見てですね、お尋ねします。

それと、48 ページの川棚中学校の教育振興費の70万の減ですけども、これは準要保護の生徒の減ということをおっしゃったんですけども、基準を、基準が下がったのか、暮らしぶりが改善したのかっていうのをお尋ねします。

議 **長** 教育次長。

教 育 次 長 教育委員会、48 ページの方からご説明したいと思います。

この扶助費の減ですが、申請者が少なくなったということで、基準については変わっておりません。ですから、暮らしぶりが良くなったっていうところもちよとはっきりはしませんが、申請者が少なくなったということになります。以上です。

議 **長** はい。総務課長。

総 務 課 長 はい。久保田議員からご質問の職員健診の減の関係でございまして。これにつきましては、当初予算では職員の実人員分、これを確保しております。そして年度途中においてですね、人間ドックで受ける職員がだいぶ発生をしまして、その職員の申し出があつてですね、人間ドックを受けたので職場の集団健診は不要であるという申し出があつた分が減ってまいりますので、そういった減も合わさったうえでの減ですね。ですから、実人員が減ったというのは、対象者を減らしたとか、そういうことはまったくありませんので、そのようにご理解をいただきたいと思ひます。以上です。

議 長 はい、久保田議員。

4 番 久 保 田 あわせてお尋ねします。申請者の数が減ったということですが、周知徹底はされていると思われませんか。

議 長 はい。教育次長。

教 育 次 長 周知徹底っていうか、周知についてはですね、各学校から子どもさんにそういった制度がありますっていうことで行っていますし、新年度の用品費については前倒しっていうことで支払うように去年、昨年からやっておりますけど、それについては該当者には個別に申請書を渡すっていう方法を取っております。以上です。

議 長 はい。ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 2 番 福 田 先ほど、山口議員が言われた下百津の土地の売却ですけど、その法定外っていうのを具体的にどういった土地だったのかっていうのをお聞きしたいのと、もう1点は、42ページの道路維持費の中では公有財産で土地を買われたのかと思いますけど、45万の場所がわかれば教えていただきたい。

議 長 はい。企画財政課長。

企画財政課長 福田議員のご質問にお答えいたします。法定外公共物というふうなことで先ほどご説明いたしました。これは以前、里道であったものを国の方からですね、法定外公共物として管理しなさいというふうなことになりまして、町の方で管理している土地でございます。その土地につきましては、実際、例えば個人の敷地内の中を以前も里道として通っていたっていう形で、例えば道路の付け替えとかの関係でですね、残っていたりする部分がございます。どうしても法定外公共物が敷地の中に残っているという形を解消したいというふうなことからですね、町の方にその土地を売ってくださいという話がございましたので、その面積に合った金額でですね、売却をしたというふうなものでございます。以上でございます。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。それでは福田議員から、42ページの道路維持費の中での公有財産購入についてのご質問でございました。場所につきましては同じような、失礼しました、下百津地区であります。ただ、ここにつきましてはですね、以前から公衆用道路として国土調査で個人名義の公衆用道

路として確定していた土地でございまして、その土地に建築基準法上の道路としての指定をいたしておりました。さらに上下水道管の埋設がされてあります。その上下水道の埋設に伴う所有者からの承諾を得ている書類が見当たりませんでした。そこで所有者と協議をした結果、法定外公共物、里道扱いとして今後管理する方が町として好ましいという判断をし、今回購入するようになった土地でございます。

議 長 はい。ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:35)

議 長 次に日程第3、議案第2号「平成30年度川棚町国民健康保

険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第2号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,461万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,885万9,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは補正の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明いたしますので12ページ、13ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、保険証の台紙及び納付書の追加作成分を増額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費及び2項高額療養費につきましては、給付費の動向からそれぞれ決算見込みにより減額補正をするものです。なお、当初予算においては、前年度28年度から29年度の伸び率等から試算をしておりましたが、給付費は試算ほど伸びを示していない状況であります。しかしながら、1人当たりの医療費は以前として県内でも高い位置で推移をしております。次のページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金は、広域化に伴い県に納付するものでありますが、納付額に変更はございません。低所得者に対する保険料軽減制度の国、県、町の負担額が決定しましたので、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分において、財源区分を調整したものであります。次のページをお願いいたします。

5款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費につきましては、国保連で委託契約をしております受診勧奨通知に係る受診率向上事業の委託料負担分が減額となったため、減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

6 款基金積立金、1 項 1 目積立金につきましては、県への事業納付金が不安定の中、国保財政の安定化を図るため、基金の増額をするものです。なお、積み立てる額は今後の財政運営等を勘案し、平成 29 年度の繰越金の約 1 億円から、平成 29 年度の療養給付費等負担金の年間額、約 3,000 万円を差し引いた 7,000 万円を基金積立の適当な額と判断し、計上したものであります。次のページをお願いいたします。

8 款諸支出金、1 項 4 目療養給付費等負担金償還金は、平成 29 年度の精算分として、国への療養給付費等負担金返還金を増額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

9 款予備費、1 項 1 目予備費は歳入歳出の見合いにより計上をしているものであります。

次に歳入をご説明いたします。6 ページ、7 ページをお開きください。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、同じく 2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれの節において決算見込額により補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

4 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金につきましては、1 節普通交付金は歳出 2 款の保険給付費減に伴う県交付金の減額補正であります。2 節特別交付金は、歳出 5 款保健事業費で説明しました健康診査受診率向上事業の事業費減に伴う県交付金の減額補正となります。次のページをお願いいたします。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、低所得者に対する保険料軽減制度の国、県、町の負担額が決定しましたので、一般会計繰入金として増額補正をするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。はい。福田議員。

1 2 番 福田 20 ページ、21 ページの基金積立金ですけど、7,000 万という額が妥当だという繰越金と差引というのがちょっと、妥当だということだったんですけど、ちょっとのみ込めなかったのもう一度説明をお願いします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 積み立てる額をいくらにするかというところの質問、その理由の質問ですけれども、まず、積み立てる額については、29年度の繰越金が約1億円ございました。国の方に給付費、29年度の給付費等負担金の返還金として約3,000万円を支出をしております。そういった中で、前年度の繰越金から今年度の運営費として3,000万を返還した分、7,000万を積み立てていけば、今後の財政運営に支障はないだろうというところの判断でございます。まず、県のこの補正後の予備費につきましては、約9,000万円となります。31年度の予備費においても、これはまだ認定をしていただいておりますけれども、この31年度の予算においても、県の納付金と保険税の収納額の差額から、約2,800万の予備費を計上できるものと考えております。この合計約1億2,000万の留保資金で31年度が見込まれるということに、1億2,000万の留保資金が見込まれるということになります。ただし、ここには30年度の繰越分は含まれていないため、もう少し多くなるのだろうと考えております。この繰越金で精算に係る、次年度、31年度の精算に係る返還金の財源であるとか、また、32年度に県の納付金に対応した予算編成の財源として運用していただくの資金は確保できるのではないかとこのところ、今回7,000万円の基金積立というところにしております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。はい。三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。14、15ページですね。

議 長 15ページですね。

3 番 三 岳 はい。14、15ページですね。保険給付費。率でいきますと、当初の見込みからですね、約1割ぐらい減というふうになっておりますが、先般ですね国会中継を見ておりましたら、国保税のですね、重税感ということで質問、やり取りがあっていたんですが、確かにですね、過去30%ぐらいですか、の引き上げがあって、そのあとちょっとわずかながら引き下げということになったんですね。それでこの補正で見ますと、先ほどから出ていますように、基金で7,000万ですね、積立をするということで、この傾向からいけばですね、保険税そのものがですね、もっと下げられたんじゃないかなという気がするんですが、これは次の新年度の予算を見てみないということになると思うんですが、現時点で保険税のですね、引き下げ

とか、そういったものについては考えておられないんですか。医療費が下がる。逆に基金にも積み立てる余裕があるというふうな判断をしたときには、そういうことになるのかなと思うんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。まず、来年度のですね、この基金の目的としては、32年度の県の納付金がどのような金額であがってくるかっていうのが、まだ不安定なところがありますので、それがもし今の保険税で賄えないときには、保険税を上げなければならなくなってしまいますので、その財源、上げなくてもよいように財源として7,000万の基金を確保しておきたいというところですよ。

今、他の市町よりも低い金額で負担金としては算定をされているんですけども、31年度の県への納付金というのは、30年度と比べまして約5,600万上がっております。先ほど説明しました1人当たりの医療費が高いことも関係しているのかなと思われております。また、この本町の納付金が高市町より低く抑えられている大きな要因としましては、前期高齢者交付金の精算金というのが、32年度から県でシェアされるために、その影響がどれくらいかかってくるかっていうのが不明なところでもあります。30年度においては8,000万ほど、31年度においても7,000万ほどの差引があっております。この精算額なのです。そういったところの差引があって、この低い県への納付金が示されているというところでもありますので、このようにですね、新たな広域化の制度というのも今後またしばらくは予断を許さない不安定な状況が続くだろうというところを予想しておりますので、一気に国保の財政がですね、安定をしてきたっていうのは言い難いんじゃないかと考えているところです。以上です。

議 _____ **長** はい。ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:51)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:51)

(…休憩…)

(13:00)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に日程第4、議案第3号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第3号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,417万1,000円

にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正の内容を、事項別明細書でご説明いたします。

歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、健康診査事業における集団健診、個別健診の受診者増の見込みから委託料を増額補正するものであります。

次に歳入ですが、前のページにお戻りください。

4款繰入金、1項1目事務費繰入金につきましては、歳出1款総務費で説明いたしました健康診査事業費について、広域連合負担分を一般会計から繰り入れるものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** よろしいですね。はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:03)

議 _____ **長** 次に日程第5、議案第4号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第4号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,916万7,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので10ページ、11ページをお開きください。

1款総務費、1項3目認定事業費につきましては、東彼地区保健福祉組合分担金の増額に伴う増額補正であります。増額の主な要因は、認定審査件数の増に伴うものであります。次のページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項保険給付費につきましては、説明欄のとおり各種サービス費を現況の推移によりまして増額、減額したもので、1項保険給付費内で調整をしておりますので、補正額は0となっております。次のページをお願いいたします。

4款地域支援事業等費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費に

つきましては、総合事業における通所型サービス事業費の減、一般介護予防事業費におけるいきいき100歳体操の取組地区の増加等によるもので、4款地域支援事業等費内の補正額としては0となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料につきましては、当初予算の調整におきまして、改定前の保険料収入予定額で計上をしておりましたので、改定後と現況の推移を見込み増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

8款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出1款総務費で説明いたしました東彼地区保健福祉組合分担金増に伴う一般会計繰入金の増額補正であります。

同じく2項1目介護給付費基金繰入金は、1款保険料でご説明をいたしました30年度当初予算において改定前の保険料収納予定額で計上していた関係上、基金繰入金を不足する財源分に充てておりましたが、その必要がなくなったため減額補正をするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 長 はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第4号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:09)

議 長 次に日程第6、議案第5号「平成30年度川棚町下水道事業会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第5号「平成30年度川棚町下水道事業会計補正予算（第3回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、資本的収入及び支出で、収入において2,300万円を追加し、収入予算の総額を2億7,587万8,000円に、また、支出において2,300万円を追加し、支出予算の総額を4億3,782万4,000円にしようとするものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは内容について説明いたします。まず、2ページをお開きください。補正予算実施計画明細書により説明をいたします。

資本的収入及び支出について。まず、下段の支出についてでございます。

1款1項1目下水道建設改良費。節の手当等につきましては、時間外手当でありまして、不足が見込まれるため増額するものであります。委託料につきましては、川棚浄化センター汚水処理場施設の耐震診断に係る委託料であり、2,300万円の増額するものであります。この増額につきましては

国の第二次補正予算に係るもので、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ防災、減災、国土強靱化のための緊急対策として、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金による緊急対策費の割当の内示額として2,200万円と、ほか単独費として100万円、合計の2,300万円を今回増額するものであります。

次の補償費につきましては、下水道管布設工事に係る支障水道管、ガスの移設補償であります。執行残によるものであります。

次に、上の段の収入についてです。1款2項1目国庫補助金は、支出で説明しましたが、耐震診断に係る委託料の国庫補助であり、内示額の2分の1、1,100万円を増額するものであります。

1款4項1目他会計出資金1,200万円の増額につきましては、支出の委託料の額から補助金を差し引いた額を建設改良費不足分として計上しております。

あと、1ページには補正予算実施計画書、3ページには給与明細書、4ページには予算損益計算書、5ページ、6ページには予定貸借対照表、7ページ、8ページにはキャッシュフロー計算書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。はい。三岳議員。

3 番 三 岳 今説明がありました耐震診断ですね。これについてはですよ、今の時点で国庫補助が決定をして、あと工程はどのようになるんでしょうか。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 はい。三岳議員の質問にお答えします。先ほど説明で申しましたとおり、国の補助が内示として新年度明けた早々ついております。一応、すみません。それで契約とすれば未契約の繰越ということで、来年早々発注をかける予定としております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号「平成30年度川棚町下水道事業会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「平成30年度川棚町下水道事業会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

（13：16）

議 長 次に日程第7、議案第6号「平成30年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第6号「平成30年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出で、収入において724万3,000円を減額し、収入予算の総額を3億4,589万5,000円に、また、支出において1,620万8,000を減額し、支出予算の総額を3億3,699万2,000円にしようとするものであります。

一方、資本的収入において120万円を増額し、収入予算の総額を690万円にしようとするものであります。

また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、職員給与費を795万4,000円減額し、4,908万6,000円にしようとするものであります。

なお、第3条及び第4条予算の今回の補正の主なものは、決算見込みによるものでございます。

補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 水道課長。

水道課長 それでは内容について説明をいたします。今回の補正につきましては、先ほど町長からもありましたように、決算見込みによるものでございます。予算書の5ページをお開きください。補正予算実施計画明細書により説明をいたします。

収益的収入及び支出についてであります。まず支出についてでございます。

1款1項1目原水費ですが、修繕費につきましては緊急性を要する修繕の見込みがないことによる減額であります。工事請負費につきましては、取水施設の工事を予定していたものの、取水管の根詰まり等もなく、緊急性がないと判断し、実施しなかったことによる減であります。

2目浄水費ですが、委託料につきましては、電気計装設備保守点検業務を第7次拡張工事の瑕疵担保の期間終了に合わせ行うと予定をしておりましたが、現状等を考慮し、次年度に見送ることにしたことによる減であります。手数料につきましては、水質検査に係る執行残による減であります。修繕費につきましては、浄水場の設備修繕に備えて予算措置をしていたものの、故障等もなく、実施しなかったことによる減であります。薬品費につきましては、天候等による水質の状況に合わせ、薬品を多めに使用したことにより増額するものであります。

3目配水及び給水費です。委託料につきましては、落札減による減額です。動力費につきましては、昨年5月に電気料金の値上げ改正が行われたことによる増額であります。工事請負費につきましては、落札減による減額で

あります。6 ページをお開きください。

5 目総係費になります。1 節給料から 6 節退職給付費につきましては、人事異動による職員 1 名減による減額であります。通信運搬費につきましては、後納郵便料の実績による減額であります。委託料につきましては、検針業務及び管路台帳更新業務等の執行残による減額であります。

6 目減価償却費であります。有形固定資産減価償却費につきましては、平成 30 年度実施の配水管布設替工事に係る既存管の除却による減額であります。

7 目資産減耗費は、平成 30 年度実施の配水管布設替工事による固定資産除却費の増であります。

2 項 2 目消費税は、納付すべき消費税を今回の補正予算を見込んで再計算を行い、決算見込みにより増額するものであります。5 ページにお戻りください。次に、上段の収入についてでございます。

1 款 1 項 1 目給水収益は、水道料金において一般、官公署、事業所とも給水件数は小さい伸びではありますが、給水量につきましては減少傾向にあり、実績を見込んで減額するものであります。現在は節水器具等の普及など、節水に対する意思向上により、使用水量が減少したものと思われま

す。3 目の加入金につきましては、新設加入件数が見込より少なかったことによる減額するものであります。

4 目その他の営業収益は、手数料については決算見込みによる増額するもので、工事負担金につきましては、下水道工事等に伴う移設工事が予定より発生しなかったことに伴い減額するものであります。

2 項 2 目雑収益は、西日本豪雨災害の派遣に係る求償額を増額するものであります。

3 目他会計負担金は一般会計からの繰入金であり、人事異動に伴い、児童手当を減額するものであります。次に 6 ページをお開きください。下段になります。

資本的収入につきましては、1 款 2 項 1 目工事負担金は、下水道工事に伴う水道管移設工事及び町道等改良工事に伴う消火栓設置工事の負担金が、工事量の増により移設等に係る工事発注者からの負担金を増額するものであります。

3 ページ、4 ページは予定実施計画書、7 ページ、8 ページにはキャッシュフロー計算書、9 ページには給与明細書、10 ページから13 ページには予定損益計算書、予定貸借対照表を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

すみません、ここでちょっと訂正をよろしいでしょうか。

議 長 続けてどうぞ。

水道課長 はい。7 ページの「平成29年度川棚町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書」とありますが、「平成30年度」に訂正をお願いします。それで、その下のカッコ書きにつきましても、「30年4月1日から31年3月31日まで」ということでの訂正をお願いします。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 念のためお聞きします。5 ページの水道事業収益の1-1、給水収益の説明欄ですが、水道料金が△700万円なのに、使用水量が増となっているのがわからないのですけれども、間違いじゃないかと思ってお聞きします。

議 長 水道課長。

水道課長 田口議員の質問にお答えします。5 ページの収入の、すみません、収益的収入及び支出の収入の部の700万円減ということで、ここは入れておりますけども、説明の一般の使用水量の増と記載をしておりますが、減ということで訂正をお願いします。

議 長 はい。ほかに。福田議員。

1 2 番 福 田 6 ページの総係費の中の一番下になります委託料50万の減の説明欄に検針業務委託料等とありますが、検針業務委託料はそう変わらないと思うんですけど、そのうちの委託料の減というのはどれくらいだったのか、まずその理由をお聞きします。

議 長 水道課長。

水道課長 福田議員のご質問にお答えします。6 ページの委託料の50万円の減についてのご質問であります。委託料につきましては検針業務とあと管路台帳更新業務を委託として発注をしております。その管路台帳更新

業務の入札減によるものですね。それと付け加えます、検針業務につきましては、今回検針員さんが1名病休でちょっと入院をされました。その1月分の減も含まれておるところであります。

議 _____ **長** はい。高以良議員。

10番高以良 5ページの収益的収入及び支出の収入欄、営業外収益の雑収益のところ、備考欄に災害支援活動の求償費等とありますが、この求償の対象になるものはどういうものがあるのか、町が支出したものがすべて求償対象になるのかどうか、そこら辺をお尋ねします。

議 _____ **長** 水道課長。

水道課長 高以良議員の災害の求償対象になるものはっていうことでのご質問であります。今回手持ちの資料を持ってきておりませんので、後ほど資料を揃えて回答をしたいと思います。

議 _____ **長** よろしいですか。はい。ほかに。久保田議員。

4番久保田 同じく5ページの収入の部で、その他の、加入金のところで。新設件数の減っておりますが、何件見込んで何件の減だったのか教えてください。

議 _____ **長** 水道課長。

水道課長 はい。久保田議員のご質問にお答えします。当初予算では40件を見込んでおりました。それで実績として16件ということになります。

議 _____ **長** 久保田議員。

4番久保田 6ページです。先ほどこの総係費の中の職員1名減というのは、先ほどの病休されている人の1名のことだと思っておりますけども、この方は病気後は復帰される。

議 _____ **長** はい。久保田議員。

4番久保田 そうしたら、職員1名の方の減となっておりますが、業務内容として職員1名減で業務が回るんでしょうか。お尋ねします。

議 _____ **長** 水道課長。

水道課長 はい。ただいまの久保田議員の質問にお答えします。この職員1名減といいますのは、平成30年度4月1日の人事異動で異動をしたものであります。当初、そのもともとの人員よりも1名減ということではあり

ます。ただ、その1名減で今30年度を実務を行っているんですけども、その減になっても今支障はございません。

議 長 ほかにございませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号「平成30年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「平成30年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:37)

議 長 次に日程第8、議案第7号「川棚町条例の拗音及び促音に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第7号「川棚町条例の拗音及び促音に関する条例」について、提案理由を申し上げます。

法令における拗音及び促音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「つ」の表記については、従来、大書きの表記とすることが慣例になっておりましたが、昭和63年7月20日、内閣法制局長官総務室の通知により、現代仮名使いの表記に合わせて拗音及び促音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「つ」の表記は、原則として小さい文字、小書きの表記とすることとされております。しかしながら本町の例規集においては、大書きのままの表記となっているものが多数残っており、表記の統一性が図られていない状態にあります。このことについて今回、川棚町条例の拗音及び促音に関する条例を制定することにより、条例においてすべて小書きの表記に統一を図ろうとするものであります。

条例制定の理由等について説明をさせていただきましたが、これの詳細につきましてもは総務課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。それでは議案7号について補足説明をいたします。まず条文を読み上げますが、条文中のカギカッコと読点の読み上げは省略とさせていただきます。

川棚町の現に施行されている条例中拗音及び促音に用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「つ」の大書きの表記は、小書きの「ゃ」、「ゅ」、「ょ」、「っ」に改める。それではお配りしている参考資料をお開きください。

これが議案第7号の参考資料として作成した現行の条例において拗音、促音が大文字表記となっている箇所を洗い出したものの抜粋でございます。左から順に所管、条例の題名、制定年及び条例番号、該当箇所数を記載し、一番右の列に大文字表記となっている現状の例、そして矢印の右側に改めることとなる小文字表記をお示しをしております。

これらにつきましては現行条例の例規システムにおいて、番号1、2のように「何々によって」や、番号2のように「何々にあって」といった表記のパターン、大文字のパターンを検索することにより抽出を行ったものであります。

一番下の行に記載しておりますが、現時点において洗い出した該当条例

の数が78本、該当箇所が1,206箇所ございます。こうした状態は条例そのものの法的効力に影響を及ぼすものではありませんが、町長の提案説明にもありましたように、昭和63年の内閣法制局長官総務室から発出された通知により、本来小文字とすることが適当とされているものであり、今回統一を図ろうとするものであります。

また、このような数の条例改正を従来の一部改正の方法により改正する場合、膨大な量の改正本文並びに新旧対照表が必要となりますので、今回この条例の制定により総括的に改めようとするものでございます。それではもう一度条例の制定本文に移ります。

附則をご覧ください。この条例の施行期日であります。附則に規定しているとおり、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わりますが、ご審議うえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 今、この別紙で説明をいただきました横長の紙についてですけども、7番の税条例の一番右側に事例が書いてあるんですが、「かった」っていうのがですね、イメージが湧かないんですけども、というのは上の「あった」とか「なった」とかいうのはわかるんですが、「かった」っていう事例が、イメージが湧かないんですが、どういうふうな使い方になっているんでしょうか。

議 _____ **長** まだ当てておりません。はい。総務課長。

総 務 課 長 7番目の用例の「かった」でございますね。これはですね、ちょっと手元にその例を持っておりませんが、「なかった」とかですね、そういうものではなかろうかと思っております。今のは推測です。申し訳ありませんが、そういった答弁でご了解願いたいと思います。

議 _____ **長** はい。田口議員。

2 番 田 口 なので、その「なかった」なら「なかった」って書いていたくのがわかりやすいんじゃないかと思って指摘しました。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。ありますか。はい。三岳議員。

3 番 三 岳 ちょっと勉強不足でですね。この拗音、促音という区分けで

すね、これは初めて目にするような言葉といたしますか文字ですので、そのちょっと説明をお伺いしたいんですが。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。まずお答えいたします。拗音と促音でございますけれども、拗音につきましては、例えばここの例で言いますと15番に当たります。くじゃく園の例が該当するんですが、表記は「くじやく園」と「や」が大きいですね。この小さい「ゃ」、小さい「ゅ」、小さい「ょ」、これらをですね拗音というふうに、拗音とはこれらを表すものであります。これで、促音につきましてはですね小さい「っ」です。これが促音というものでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号「川棚町条例の拗音及び促音に関する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号「川棚町条例の拗音及び促音に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 3 : 4 6)

議 長 次に日程第 9、議案第 8 号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 8 号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

平成 30 年法律第 66 号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 8 次地方分権一括法が平成 30 年 6 月 27 日に公布され、これにより、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることになっております。

また、関係法令である災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成 31 年 1 月 30 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されます。このため、これらの一部改正に関連し、災害弔慰金の支給等に関する条例において改正の必要が生じたものであります。

詳細につきましては住民福祉課長に説明させますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 それでは説明いたします。町長が提案理由で説明しましたように、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正において、災害援護資金の貸付利率について、年 3 パーセントと規定されていたものが、年 3 パーセント以内で市町村が条例で定める率と改正され、また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正においては、同資金の償還方法に、月賦による償還方法が追加されるとともに、連帯保証人の要件を緩和するために必置義務が削除され、立てるかどうかは市町村の判断によるものとされたところであります。

そこでこれらを踏まえ本町では、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、法律において年 3 パーセントに固定されていた災害援護資金の貸付利率については、東日本大震災時の特例による災害援護資金や、母子

寡婦福祉資金貸付金等を参考に、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は1.5パーセントとし、また、償還方法について半年賦と月賦を追加することで改正したく、提案するものでございます。

それでは改正本文の次のページの新旧対照表をお開きください。右側が現行、左側が改正案となります。

改正案第14条では、災害援護資金の利率の定めに加え、保証人を立てることについて定めを置きますので、見出しに保証人の字句を加えます。第1項では保証人を立てることができることを定めております。第2項では災害援護資金の貸付利率について、これまで年3パーセントであったものを、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5パーセントに改め、第3項では保証人について連帯保証人であること及びその保証債務の範囲を明確にする定めを置くものであります。

改正案第15条第1項では、災害援護資金の償還方法に半年賦と月賦を追加し、第3項では政令の一部改正において第8条の保証人の規定が削除されましたので、政令の条番号が1条ずつ繰り上がったことから「保証人」の字句を削り、「第12条」を「第11条」に改めるものです。

改正本文に戻っていただきまして、附則でございます。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令は、平成31年4月1日から施行されますので、本条例の施行を平成31年4月1日からとし、また、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付については、なお従前の例によるものとしております。

以上で、説明とさせていただきますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:54)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(13:54)

(…休憩…)

(14:10)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで、水道課長より発言の申し出がっております。水道課長。

水道課長 はい。先ほど高以良議員の方から求償額に含まれるものについてご質問がありましたことに対してお答えをいたします。

求償費の額にはまず公用車の燃料費、高速料、あとレンタカーの賃借

料、それと職員の旅費、時間外勤務手当、日当となっております。あと、こちらの方ですね、熱中症対策のために氷を買ったんですけども、これは対象外となっております。あと、この西日本の甚大な災害が発生した7月6日から8日の豪雨に対して、町の職員としまして給水支援として広島県の三原市に7月10日から19日の10日間、町の職員トータルの5名を派遣しております。以上です。

議 長 次に、日程第10、議案第9号「川棚町国民健康保険出産費資金貸付事業条例を廃止する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第9号「川棚町国民健康保険出産費資金貸付事業条例を廃止する条例」について、提案理由をご説明いたします。

平成13年度に創設された川棚町国民健康保険出産費資金貸付基金は、国民健康保険の被保険者に対して出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産に要する費用を一時的に貸し付ける制度であります。現在その利用はなく、今後も利用が見込めない状況であり、また、用途を変更し、基金の有効活用を図るため、本条例を廃止しようとするものであります。

なお、条例案の詳細につきましては健康推進課長から説明させていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは条例の内容についてご説明いたします。本条例に係る川棚町国民健康保険出産費資金貸付基金は、先ほど町長が説明したとおり、国民健康保険の被保険者に対して出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産に要する費用を一時的に貸し付ける制度であり、一時的に多額の費用がかかる被保険者の負担を軽くするためのものであります。

しかしながら、近年本基金の活用はない状況であります。その要因としましては、平成21年10月から開始された直接支払制度という、出産育児一時金が医療機関へ直接支払われる仕組みが普及したことにより、原則42万円の範囲内でまとまった出産費用を用意しなくてもよくなったが主な要因と考えられます。今後もこのような理由から、本貸付事業制度の活用が見込めないため、制度を廃止し、出産費資金貸付基金残高金、平成29年度末で202万1,101円ございますが、これを財政調整基金へ整

理統合し、基金の有効活用を図りたいと考え、本条例の廃止案を提案する
ものであります。

なお、本制度の廃止につきましては、川棚町国民健康保険運営協議会に
おいても審議していただき、基金の有効活用を図るためにも廃止すべきと
の見解も示されております。改正文をご覧ください。廃止案を、議案をご
覧ください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとしておりま
す。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろ
しくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 はい。先ほど議決した国保会計の補正予算には、これは入っ
ていないということですかね。この基金を廃止して積み立てるとい
う、200万円あまりを積み立てるといことは、次の機会にということなん
でしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 先ほどの補正案には計上しておりません。本条例がまだ可決
されておきませんので、そういった関係上計上をしておりません。今後の積
立の事務につきましては、基金はそれぞれ積み立てているわけではなくて、
用途に応じて条例で規定し、運用し、また、決算書の基金に関する調書にお
いて報告をしているところがございます。国保の会計上の処理は必要ないも
のと考えておりますが、今後会計課、それから財政課とも相談し、必要な場
合は補正の専決処理等をしていきたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号「川棚町国民健康保険出産費資金貸付事業条例を廃止する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「川棚町国民健康保険出産費資金貸付事業条例を廃止する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:18)

議 _____ **長** 次に、日程第11、議案第10号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第10号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

介護保険法第115条の24、第3項の規定により、市町村の条例で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準は、定める内容により厚生労働省令の基準に従い定めるもの、基準を標準として定めるもの及び基準を参酌し定めるもののうち、いずれかの基準により市町村の条例で定めるものとされております。したがって、厚生労働省令の改正が行われる場合には、町はその従うべき基準などに基づき条例改正を行う必要があります。

本条例改正案は地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生労働省令の改正が行われましたので、町においても関係条例の改正を提案するものであります。

なお、改正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは条例改正の内容についてご説明いたします。本改正案は先ほど町長が申しましたとおり、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生労働省令の改正が行われましたので、町においても従うべき基準等に基づき条例改正を行うものであります。

本日配布をいたしました資料において説明をしたいと思いますので、本日配布をしました議案第10号関係というA4の資料をご覧ください。

件名につきましては訂正をお願いいたします。この件名のところの2行目の一番最後のところになりますけれども、「一部を改正する条例の制定について」と記載をしておりますけれども、「一部を改正する条例について」でございませぬ。「の制定」という部分を削除をお願いいたします。議案の差し替え、それから今回のこの資料の訂正、皆様方に、議員の皆さんに大変ご迷惑をおかけしました。大変申し訳ありませんでした。訂正をし、お詫びしたいと思います。

それではこの資料の改正内容のところをご覧ください。左側に厚生労働省令の改正内容、それから右の方に本条例に対応する町の条例を記載しております。

厚生労働省令の本条例に関する改正内容は、①の障害福祉制度の相談員と密接な連携についてです。①については、本条例の第3条、基本方針のところに記載をしております。

それから②の公正中立なケアマネジメントの確保。これは本条例の、町の条例の第6条第2項、内容及び手続きの説明及び同意のところに記載をしております。

それから③の医療と介護の連携の強化については、同じく第6条の第3項と第32条第14号の2、指定介護予防支援の具体的取扱の方針、ここで改

定をしております。

これら3つの明確化、義務化が改正内容となっております。改正内容はすべて厚生労働省令で定める基準に従い定めるものということで位置付けられているものです。

なお、一番下のその他のところに書いておりますけれども、この改正に伴いまして、合わせて省令の改正による条、項、号のずれ、それから省令の改正によらない、省令等の語句に合わせたもの、これらが右の方に書いてあります3条から第34条まで、これらの部分となります。議案の2枚目の裏のページをご覧ください。

附則につきましては公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。はい。三岳議員。

3 番 三 岳 課長の方から説明がありました改正条文とですね、新旧対照表をこう見ていくんですか、要は厚生省令ですか、それが変わってその変わった分をうちの条例も合わせて変えるよという説明と理解してよろしいんでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。そのとおりです。

議 _____ **長** 質疑はありませんか。はい。山口議員。

1 番 山 口 山口でございますが、10号の関係資料の改正内容のところを見れば、①、②、③と若干内容に触れられてあるわけですね。そして、一番下のその他というのはもう省令の条項、号のずれですから、これは特段問題ないと思うんですけれども、ここの①、②、③というのはね、これは介護を受ける人に有利になってきたのか、それとももう文言だけがこういう部分で変わってきたのかですね。いわゆる介護を受ける方がこういう点を、いわゆる細かい配慮がなされてきた部分で、いわゆる厚労省のいわゆる省令に従って変えてきたと。じゃあそれがどういうふうに介護を受ける方に対してね、いくらかでも有利に働いてきたのか。この①、②、③と一番最後のところは違うと思うんですよね。最後の部分は条項のずれですから問題ないと思いますけれども、①、②、③の部分についてはですね、そういった部分がどうい

うふうな形になってきたのかですね、若干説明をお願いしたいと。

議 長 はい。健康推進課長。

健康推進課長 はい。この政令の、すみません。山口議員の質問にお答えいたします。この省令、厚生労働省令の改正につきましては法の改正、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律に基づいて改正されたものであります。この法につきましては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすると、こういった大きな目標がありまして、さまざまな省令の改正がっております。受ける方がよりよいサービスを受けれるような改正になっております。

例えば①のケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努めること、こういったことを明確化、この法律と省令によって明確化をしているということですので、介護を受ける方にマイナスになるような改正ではなくて、よりしなければならぬ義務化であるとか明確化、ケアマネジメントやケアマネジャーに対しての義務化、明確化を謳ったものでございます。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番久保田 この資料で読んで、ケアマネジャーから主治医等に必要な情報伝達を行うことを義務付けるとありますが、介護を受けている人達も、1つの主治医だけではないと思うんですね。そうすると、ケアマネジャーさんの業務っていうのはすごく大変なことになると思うんですけども、今のこれを受け入れた中で、ケアマネジャーさんは十分に足りているんでしょう、足りるんでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。ここで言うですね、介護支援、介護予防支援事業所っていうのは、包括のもう一面の面のことの事業所のことを指しております。包括の職員が要支援者に対してのケアプランを作る。この事業所についての定めをこの議案第10号のところで定めるようにしておりますけれども、実際、先ほど言われました③のaのところを言われたと思うんですけども、ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関へ伝えるよう依頼することを義務

付けると。現在、包括の方では既に行っております。行っていることなんですけれども、今回の政令で義務付けられたというところで、ここに掲げております事業については、今のところすべて包括で取り組んでいるという状況であります。以上です。

議 _____ **長** はい。福田議員。

1 2 番 福田 同じところかと思うんですけど、3枚目の裏、4枚目ですか。ページはここですね、3ページ。3ページの頭の部分に新設で3という項目があります。その中に、前ページの第2章の頭にある担当職員というのが従業者と改まっているわけですけど、この中の3ページの上段、3行目のところに担当職員の氏名ということがあるんですけど、ここは担当従業者とか、そういうふうな言葉にはならないんでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 福田議員の質問にお答えいたします。まず、第2章の人員に関する基準の変更で担当職員から従業者に変わっていると。それに対して、6条の第3項においては担当職員になっているというところの質問だと思いますけれども、この変更についてはですね、厚生労働省令に合わせて改正をしておりますので、すみません、今ちょっと、なぜこのような文言が使われているのかというところは説明できませんので、ちょっとしばらく時間がかかると思うんですけども。

議 _____ **長** 内容がはっきりしなければ採決できないとおっしゃれば、休憩を取って調べて、それでもわからなければ採決ということにしようかと思えますけれども。発言者はそういうことでよろしいですか。追って内容説明をいただくと。今の話では、すぐには分からないかもしれないという話ですので。じゃあ、今の質疑については追って内容の説明をいただくとということにさせていただきたいと思えます。福田議員、よろしいですか。

1 2 番 福田 はい。

議 _____ **長** ではほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:40)

議 **長** 次に、日程第12、議案第11号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第11号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明いたします。

介護保険法第78条の4、第3項の規定により、市町村の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準は、厚生労働省令の基準に従い定めるもの、基準を標準として定めるもの及び基準を

参酌し定めるもののうち、いずれかの基準により市町村の条例で定めるものとされており、したがって、厚生労働省令の改正が行われる場合には、町はその従うべき基準などに基づき、条例改正を行う必要が生じます。

本条例改正案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生労働省令の改正が行われましたので、町においても関係条例の改正を提案するものであります。

なお、改正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、条例改正の内容についてご説明いたします。本改正案は、先ほど町長が申し上げましたとおり、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生労働省令の改正が行われましたので、町においても従うべき基準等に基づき条例改正をするものであります。

本町において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の詳細については規則に委任しておりますので、本条例においては基本方針の条ずれやサービスの定義の変更となります。厚生労働省令の改正の内容としましては、新たに共生型地域密着型通所サービスが創設されたものです。このサービスは障害福祉制度におけるサービス等の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定ができるものとして基準が定められました。先ほども申しましたとおり、本町の条例は規則に委任しておりますので、この詳細な基準につきましては政令に、省令に従った内容で規則において定めてまいります。条例の附則をご覧ください。

附則につきましては、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 新旧対照表で見ればわかりますけれども、この指定地域密着型サービスっていうものと、それから新たに共生型地域密着型サービスっていう、通所サービスだそうなんですが、それが並んで入っているわけです。ということは、共生型地域密着型サービスっていうものが新たに加わったという

ことであろうと思いますので、この条例の表題そのものを変える必要があるのではないかとおられますのですけども。すなわち、指定地域密着型サービスっていうものと、共生型地域密着型サービスっていうものの関係ですけども、横並びの並列的な関係であれば表題に入れる必要があるし、概念として含まれるものであれば、表題はこのままでよいと思うんですけども、どのような性格のものなのかっていうことをお聞きしたいと思います。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 田口議員の質問にお答えいたします。この指定地域密着型サービスと言いますのは、いろんなサービスの種類がございます。定期巡回型であるとか、夜間対応型であるとか、地域密着型であるとか、認知症対応型であるとか、いろんなサービスの、介護サービスの基準を地域密着型のサービスの基準を設けているものでありまして、この中の一部、地域密着型通所介護の中に共生型地域密着型サービスを加えるというところでありますので、題名の変更は必要ないものでございます。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。田口議員。

2 番 田 口 指定地域密着型サービスの概念の中に共生型地域密着型サービスも含まれるというご説明でありますけれども、そうしましたときに、この第1条の読み方が非常に難しいんですけど、第1条は何て書いてあるんでしょうか。

議 **長** 田口議員。

2 番 田 口 この新旧対照表の、改正後の新旧対照表の第1条のことですけど。主旨のところだから第1条でしょう。第1条のことです。これは古いのか。

議 **長** 差し替えがあっっています。前の分をたぶんご覧になっている。今の分は11条になっているから。山口議員さんの分を見せてやってください。

2 番 田 口 すみません。失礼しました。

議 **長** よろしいですね。

2 番 田 口 はい。いいです。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第11号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:50)

議 長 次に、日程第13、議案第12号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第12号、介護保険法第115条の14、第3項の規定により、市町村の条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準は、厚生労働省令の基準に従い定めるも

の、基準を標準として定めるもの及び基準を参酌し定めるもののうち、いずれかの基準により、市町村の条例で定めるものとされております。したがって、厚生労働省令の改正が行われる場合には、町はその従うべき基準などにに基づき条例改正を行う必要が生じます。

本条例改正案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生労働省令の改正が行われましたので、町においても関係条例の改正を提案するものであります。

なお、改正の詳細につきましては健康推進課長から説明させていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは条例改正の内容についてご説明いたします。

本改正案は先ほど町長が申しましたとおり、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生労働省令の改正が行われましたので、町においても従うべき基準等に基づき条例改正を行うものです。

本町においては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の詳細については規則に委任しておりますので、本条例においては第2条、定義における介護保険法の項ずれの変更であります。また、省令の改正に係るものではございませんが、条例の題名について、省令に合わせた題名に変更をしようとするものです。

今回の厚生労働省令の改正の内容としましては、指定地域密着型介護予防サービスに関連のある施設サービスの項目に、介護医療院を追加するものであります。先ほども申しましたとおり、本町の条例は規則に委任しておりますので、この基準については省令にしたがった内容で規則において定めてまいります。議案をご覧ください。

附則につきましては、公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 はい。今、表題で、表題の改正ですけれども、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法っていうとこ

ろが加わっているわけですが、これは厚生労働省令に合わせたという説明がありましたけれども、そうすると、先ほどの指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準というものについては、この表題は変わっていないので、要するに厚生労働省令そのものがそのようになっていくというふうに理解すればよろしいですか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。田口議員の質問にお答えします。議員が言われたとおり、指定地域密着型サービスの事業、先ほどの議案第11号については12号のように「並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法」というのは記載をされておられません。ですので、2つとも厚生労働省令に合わせた改正となっております。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** はい。よろしいですね。質疑なしと認め。はい。福田議員。

12番福田 確認します。先ほどの分は同じように付け加えるって言われましたけれど、先ほどは条文の頭は変わっていた、変わっていたというか、私はそう理解しとったんですけど、条例の制定が、今付け加えるといった分は平成25年ですよね。制定が。で、先ほどの分は27年度だから、その間に省令の方でそういったのが加わった省令になったのかなと思っているんですけど、どうでしょうか。

議 _____ **長** はい。健康推進課長。

健康推進課長 はい。福田議員の質問にお答えします。この題名につきましては、平成27年の改正において、本来改正を、題名のですね、改正をしなければならなかった分です。したがって、この今回の厚生労働省令の改正に伴うものではございません。この題名を平成27年に変更をしておらなかったために、今回この改正に合わせて題名の変更をしたものでございます。

議 _____ **長** はい。福田議員。

12番福田 確認させてください。議案第10号の方は、入っていますよ

ね。その分は、確認ですけど、これはその制定時は省令でそういうふうなものが、そういう文言で省令があったというふうな理解でいいんでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。議案第10号につきましては、平成27年に制定をしております。そのときにもう既に題名としては厚生労働省令に合った改正をしていったというところです。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 5 : 0 0)

議 長 次に日程第 1 4、議案第 1 3 号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 1 3 号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例」の提案理由をご説明いたします。

今回提案いたします条例の一部改正につきましては、平成 3 1 年 4 月 1 日付で大村湾漁業協同組合、多良見町漁業協同組合、川棚漁業協同組合の 3 漁業協同組合が合併して、大村湾漁業協同組合となることから、文言の一部を改正するものであります。合わせて、実情にそぐわない部分について一部改正を行うものであります。

詳細につきましては産業振興課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 それでは詳細につきまして説明いたします。2 枚目の新旧対照表をお開きください。右が改正前、左が改正後となっております。

まず第 2 条第 3 項中、改正前「川棚漁業協同組合」を改正後「大村湾漁業協同組合」に改めます。これは漁協合併による名称の変更であります。

次に 3 条第 1 項中、改正前、カッコ書きですね。「(法第 3 9 条第 5 項に掲げる行為を除く。)」このカッコ書きの部分を削除するものであります。

法第 3 9 条、現在、漁港漁場整備法と言いますけれども、3 9 条は漁港の保全を規制しており、その 5 項には「何人も、漁港の区域内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。」と規定されており、その 5 項 1 号には「基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること。」と規定してあります。そういったことで、このカッコ書き「(法第 3 9 条第 5 項に掲げる行為を除く。)」ということになれば矛盾が生じることから、カッコ書きを削除するものであります。1 枚戻っていただき、改正本文をご覧ください。

附則として、この条例は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろ

しくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(15:05)

議 _____ **長** 次に日程第15、議案第14号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第14号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正す

る条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が平成30年2月16日に公布され、また、技術士法施行規則の一部を改正する省令が平成29年12月28日に公布され、平成31年4月1日より施行されることに伴い、水道法施行規則第9条に規定する布設工事監督者の資格要件が改正されることにより、これに合わせて改正しようとするものであります。

詳細につきましては水道課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** 水道課長。

水道課長 それでは改正の内容についてご説明いたします。今回の一部改正につきましては、先ほど町長からもありましたが、学校教育法の一部改正に伴い、水道法施行規則第9条に規定する布設工事監督者の資格要件が改正されることにより、条例の一部を改正するものであります。1枚めくっていただきまして、新旧対照表をお開きください。

第3条は布設工事監督者の資格を規定するもので、第3号中の「学校教育法による短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」また、「修めて卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第6条中の「終了」を修めるの「修了」に改め、同条第8号中の「又は水道環境」を上水道及び工業用水道に統合されることにより削除をしております。

第4条は水道技術者、技術管理者の資格を規定するものであり、第2号文中の「相当する学科目を修めて卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を、また、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に、「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第4号については全号を改めております。また、第4条の第6号中「終了」を修めるの「修了」に改めるものであります。1枚戻っていただいて、改正文をお願いします。

附則についてであります。施行期日を平成31年4月1日といたしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い

しくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第14号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(1 5 : 1 2)

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 初 手 安 幸

会 議 録 署 名 議 員 小 田 成 実

会 議 録 署 名 議 員 福 田 徹